

いじめ防止基本方針

平成30年4月

北海道清水高等学校

いじめ防止等のための基本的な方針

北海道清水高等学校

1 いじめ防止に関する本校の考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめから生徒を救うためには「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」と意識し、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じ、学校が一丸となって組織的に対応することが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

本校では、心豊かに実践する力を持つ人間、高い知性と創造する力を持つ人間、健康で自他の生命を尊ぶ人間になろうという学校教育目標を掲げ、「人間としての総合的な魅力」を高めるための人間教育に取り組んでいる。その学校目標達成のためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの防止基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ
- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ

(3) いじめの構造と動機

・いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、いじめを防いだりいじめに発展したりする。集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが必要である。

・具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの対応に係る不断の改善

- ・校内研修の定期的な実施による教職員の資質能力の向上
(生徒理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努める/些細な変化や兆候に対し、いじめとの関連を考慮する/不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう細心の注意を払う)
- ・基本的な方針や対応についての不断の点検、見直し
- ・学校いじめ対策チームによる機動的な対応
(教頭、生徒指導部長、学年主任、該当担任、該当部活動顧問、サポート委員長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

3 いじめの早期発見と予防的措置

(1) 朝の玄関指導・昼休み校内巡回【毎日：全教員】

日常の観察として生徒の些細な行動、変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有し、迅速に対応する。

(2) 入学時における中学校との連携【3月：1年生対象、生徒指導部、サポート委員長、養護教諭】

新入生の高校生活や集団への適応を円滑に進めるための情報を得る。

(3) 入学・進級時の家庭環境調査等の活用【4月：全年次、生徒指導部（校内指導・年次主任・サポート委員長・養護教諭）】

家庭環境、健康状況、友人関係等に係わる情報を得る。

(4) 特別な支援を必要とする生徒のための個別の指導計画の作成【サポート委員会】

(発達障がいを含む障がいのある生徒/海外から帰国した生徒や外国人生徒/性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや俯瞰を抱える生徒/東日本大震災に被災した生徒)

(5) いじめに係わる調査のために子ども理解支援ツール「ほっと」を実施【年2回：全年次、サポート委員会】

「ほっと」を年2回実施し、学校不適応生徒および侵害行為を訴える生徒の早期発見を行う。教師の日常観察からだけでなく、客観的なデータからのいじめの早期発見を行う。

(6) 個人面談【5月：HR担任、部活動顧問】

個人面談週間を設けて、学習、生活、進路等の課題とともに友人関係の問題の聴き取りや学校生活でのトラブル等の早期発見に努める。

(7) 随時面談【随時：全教職員】

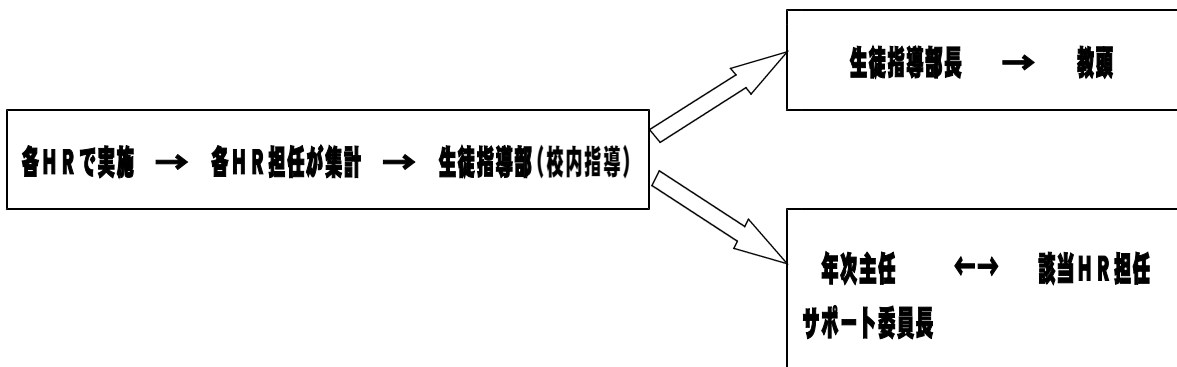
授業、HR、部活動等のあらゆる場面で、いじめの予防、早期発見のための面談を随時行う。

(8) 保護者懇談【随時：HR担任、部活動顧問】

学習、生活、進路等に関する情報交換を行い、学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握する。

(9) いじめに係わる実態調査【5・11月：全年次、生徒指導部（校内指導）】

早期発見・早期対応・早期解消を図る。



(10) 生徒の自主的な活動の推進

生徒会活動における、インターネット上のものを含むいじめ防止の活動の推進

4 ネットいじめへの対応【生徒指導部、当該年次】

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

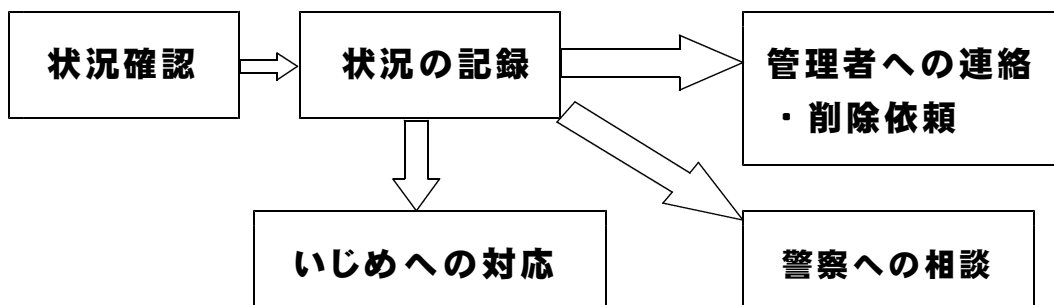
- ・各教科での情報モラル教育の充実
- ・情報モラル教室（講話等）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



5 当該生徒への対応【教頭、生徒指導部長、学年主任、該当担任、該当部活動顧問、サポート委員長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー】

(1) 当該生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）【生徒指導部、当該HR担任】

※事実確認の記録を保管

(2) 当該生徒への支援・指導 ※複数の教職員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む）による当該生徒の心に寄り添った面談

ア いじめを受けている生徒に対する支援

- ・ 共感的な理解と対応
- ・ 安心できる環境の確保
- ・ 長期的な相談支援

イ いじめを行った生徒に対する指導

- ・ 相手の苦しみを理解させる指導（好意で行った行為でも意図せず相手を傷つけた場合も）
- ・ 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・ 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・ 人間関係の修復とその維持（相手との適切な距離を取ること等）を適切に実行させる指導

※必要に応じて、出席停止による指導、及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・ いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・ いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・ いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒にいじめをやめさせることにもつながるという意識を持たせる指導
- ・ お互いの人格を尊重し、集団全体としていじめを許容しない意識を持たせる指導

※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

6 家庭との連携【当該年次】

(1) いじめを受けた生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分にうかがった上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(2) いじめを行った生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

7 関係機関（警察、児童相談所、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、十勝教育局等）との連携【教頭】

いじめの中には、専門機関との連携を要するものが含まれることから、必要に応じ早期に通報・相談の上、対応をとることとする。

8 重大事態への対応【学校長、教頭】

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が年間30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により迅速に対応する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（「北海道いじめ問題審議会」）を通して、知事に報告するとともに、指示された調査などに協力する。

さらに、「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム（道東地区）」の支援を受け解決にあたる。